

## 持続可能な地域基盤整備に関する研究・助言業務に関する合意書

持続可能な地域基盤整備に関する研究・助言業務（以下「本業務」という）、について一般社団法人アンマー（以下「甲」という）と、一般財団法人CSOネットワーク（以下「乙」という）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、甲は乙に本業務に関連する調査及び検証に協力し、乙は甲に本業務の支援をする事を、次の条項により本合意書にて取り交わす。

### 第1条（総則）

乙は、甲の指示により本業務を信義に従って、誠実に履行しなければならない。

- 2 乙は、甲の指示により正確、迅速をもって本業務を処理しなければならない。

### 第2条（業務の範囲及び呼称の許可）

本件業務は持続可能な地域基盤の整備に関する研究・助言業務の範囲とする。

- 2 本業務の甲の対応責任者は次のものとする。

一般社団法人アンマー 専務理事 村越啓介

- 3 本業務の乙の従事責任者は次に指定するものとする。

一般財団法人 CSO ネットワーク 事務局長・理事 長谷川雅子

- 4 本業務の乙の従事者はあらかじめ甲に報告するものとする。

- 5 乙は甲の立場として意思決定できる権限を保持しない。

### 第3条（持続可能な地域基盤整備の研究・助言業務）

乙は甲が取り組む持続可能な地域基盤整備の研究について助言し必要な運営などの支援を次の項目を中心として実施する事。

- ① 月に2回、1回あたり2時間程度のミーティング（遠隔会議含む）
- ② 甲の本業務に関する資料等についての助言

### 第4条（秘密保持）

乙は、甲又は甲の取引先から開示を受けた情報その他本業務、本協定書に関する一切の情報（以下「本件秘密情報」という）を、甲の定めた条件に従い、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。但し、次のいずれかに該当する情報は本件秘密情報から除外する。

- ① 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
  - ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
  - ④ 本協定書に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- 2 乙は、甲の書面による事前承認を得ずに、本件秘密情報を第三者に開示してはならない。
  - 3 乙は、本件秘密情報を本協定書の目的の範囲内でのみ利用することができる。

- 4 乙は、本条に基づき乙が負う義務と同様の義務を課すことを条件に、本協定書第5条に基づく乙の再委託先に本件秘密情報を開示することができる。
- 5 乙は、本協定書の目的を達成するために必要がある場合には、本条と同様の秘密保持義務を負わせた上で、本件秘密情報を本件業務に関わる業務従事者（前項に基づき、再委託先に本件秘密情報を開示する場合は、その役員及び従業員を含む）に対してのみ開示することができる。
- 6 乙は、本業務が完了した場合又は甲から求めがあった場合、甲の指示に従い、甲の定める期日までに本件秘密情報（複製物等がある場合は当該複製物等を含む）を返還しなければならない。
- 7 甲は、本業務における本件秘密情報の利用・管理状況について隨時乙から報告を求め、乙とその再委託先の事業所等の立ち入り検査を実施し、又は甲が指定するものに実施させることができる。乙は、甲から本件秘密情報の管理に関わる必要な措置の指示を受けた場合は、直ちに是正措置を講じなければならない。

#### 第5条 （報酬について）

本業務について報酬は月額4万円（税別）とする。

- 2 甲は第14条に定める乙からの報告書に基づいて以下の範囲で旅費交通費を支給する。
  - ① 甲に事前に承認を得た場合、新幹線代金及び宿泊費用を実費精算する。
- 3 乙は本条2項及び第14条4の報告書と合わせて、令和3年（2021年）3月、その後6か月毎に請求書を提出し、提出された翌月内に乙が指定する口座に支払うこと。

#### 第6条 （権利義務の譲渡禁止）

乙は、本協定書によって生ずる権利又は義務を、甲の承認を受けないで第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

#### 第7条 （再委託）

乙は、甲の承認を得た場合に限り、本業務の全部または一部を第三者に再委託できるものとする。

- 2 甲の承認を得た場合、乙は、再委託先に本協定書に基づく一切の義務を遵守させる。

#### 第8条 （資料の提出）

乙は、甲に対して本業務の処理に必要な資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、前項の提供された資料等を善良なる管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。
- 3 乙は、第1項の提供された資料のうち甲から返還の請求を受けたとき、または、本業務遂行上不要となったときは、速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が返還を請求しない資料は、乙において焼却等の方法により厳正に処分しなければならぬ。

い。

4 甲と乙は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれをを行うものとする。

#### 第9条 (資料等転用の禁止)

乙は、本業務のデータファイル、プログラム、その他本業務に関する資料を本業務以外の用に供してはならない。

#### 第10条 (事故発生時の報告)

乙は、本業務の遂行に関わる事故が生じたときは直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

#### 第11条 (監査)

甲は、乙に対して本業務の処理状況について報告を求めることができる。

#### 第12条 (損害賠償)

乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項以外の場合においては、甲と乙が協議のうえその損害の負担を定めるものとする。

#### 第13条 (本協定書の解除)

甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、本協定書を解除することができる。

- ① 乙の責に帰すべき事由により、本協定書期間中に本協定書を継続する見込みがないと明らかに認められるとき。
- ② 乙の業務が著しく不誠実と認められ、また、本協定書を誠実に履行する意思がないと認められるとき
- ③ 前各号のほか、乙が本協定書に違反したとき。
- ④ 正当な理由により、乙が本協定書の解除を申し出たとき。

#### 第14条 (連絡報告体制)

乙は、本業務において業務遂行後速やかに甲の担当者に次の各号が明記された項目をグループウェア (G-suite) 等にて通知するものとする。

- ① 業務目的
- ② 業務時間
- ③ 訪問場所（移動距離）＊出張費が発生する場合
- ④ 業務内容

## 第15条 (有効期間)

本協定書の有効期間は契約締結日より令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の

1 カ月前までに双方から意思表示がなければ、同じ条件でさらに1年間更新され、それ以後も

同様とする。

2 本協定書第2条(秘密保持)の規定は、本協定書の有効期間終了後5年間においても有効に存続するものとする。

## 第16条 (優先順位)

本協定書以外に定義された文書、メール、メモ、口頭陳述が存在する場合、本協定書が優先されるものとする。

## 第17条 (合意管轄裁判所)

本協定書に関して訴訟の必要が生じた場合、岡山地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに甲乙は合意する。

## 第18条 (隨時協議)

本協定書に定めのない事項は、その都度甲乙にて協議の上、決定するものとする。

上記覚書の締結の証として本書2通を作成し、甲乙2者、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 岡山県笠岡市用之江810-1  
一般社団法人アンマー  
代表理事 貝畠明典

乙